

災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

複写 (COPY)

山 口 県

山口県産業廃棄物協会

## 災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

山口県（以下「甲」という。）と社団法人山口県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結した。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山口県内において災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物の処理等」とは、県内市町が実施する、災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物の撤去、収集・運搬、処分その他これらに伴う必要な事項をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害廃棄物の処理等について、市町からの要請に基づき、乙に協力を要請するものとする。

### （協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 要請内容
- (3) その他必要な事項

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車輛及び資機材を確保する等、災害廃棄物の処理等に関して可能な限り協力するものとする。

2 災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町の指示に基づいて、乙の会員が実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、協力要請を行った市町と連携を図り、その分別に努めること。

(実施報告)

第6条 乙は、その会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、要請を行った市町が負担するものとし、その支払い方法等は当該乙の会員と要請を行った市町との間で協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第8条 第3条に規定する協力要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害の負担については、当該乙の会員と協力要請を行った市町との間で協議するものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第10条 災害が発生した時は、甲は乙に対して、速やかに県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条に規定する協力要請を受けたときは、前項の情報に基づき、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況や提供可能な資機材等について、甲に情報を提供するものとする。

3 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、協力可能な会員の状況や提供可能な資機材等について、常時把握するように努めるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課とし、乙においては社団法人山口県産業廃棄物協会事務局とする。

(他被災都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県における災害廃棄物の処理についての応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定める。

以上の協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 山口県  
山口県知事 二井 関成



乙 山口県山口市後河原松柄150-1

社団法人山口県産業廃棄物協  
会 長 堀 允

